

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 調達内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 電力調達名称 | 本庁舎等 95 施設電力調達 |
| (2) 電力調達場所 | 本庁舎等 95 施設 (別紙 1 のとおり) |
| (3) 電力調達務概要 | 本庁舎等 95 施設で使用する電力の供給 |
| (4) 予定使用電力量 | 2021年10月1日から2022年9月30日までの使用見込み
別紙 2 のとおり |
| (5) 予定力率 | 100% (平均) |
| (6) 電力供給期間 | 2021年10月1日から2022年9月30日まで
ただし、年度途中で閉鎖した施設は、契約期間を完了する。 |

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に契約の種類が「燃料」で登録されており、かつ業種区分が「電力」で登録されていること。
ただし、本件競争入札の参加申込み時点において、明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に契約の種類「燃料」、かつ業種区分「電力」に対して、追加による競争入札等参加資格審査申請を行っており、これを受理されている者(以下「追加申請者」という。)については、本要件を満たしているものと見なす。この場合において、当該追加申請者の申請が審査の結果、不適格となったときは、当該追加申請者の行った入札は無効とする。
- (2) 電気事業法第2条の2第1項の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者(以下「小売電気事業者」という。)であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 公告日において納期限が到来している明石市税(※1)を開札日の前日までに完納していること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。
- (8) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。
※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)
- (9) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札方法及び契約方法

- (1) 契約については、単価により行うので、入札にあたっては基本料金、月別の電力量などの単価を設定することを条件とする。
- (2) 入札時の単価については、消費税及び地方消費税額（10%）を加算した額とする。
- (3) 入札書には、予定総額を記載すること。
基本料金＝電力基本料金単価×予定契約電力×（185%－予定力率）
電力量料金＝電力量料金単価×予定使用電力量
基本料金と電力量料金を12か月分合計した額を記載すること。なお、この額には電力の供給に必要な一切の諸費用を含めることとする。
（燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は別とする）
- (4) 入札書には、本庁舎等95施設を一括して落札決定し契約すること（以下「一括落札」という。）を条件とするため、予定総額を記載すること。
- (5) 入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出すること。
積算内訳は、別添様式（入札書積算内訳書）に記入のこと。ただし、当様式に積算の内訳を記載できない場合は、当様式を見本に任意様式に記載して提出すること。
- (6) 本件入札にかかる落札決定は、各施設の合計金額である一括落札を条件とする有効な最低価格入札者を落札者として決定する。ただし、同額の場合、くじにより決定する。
- (7) 契約については、項目ごとの単価（税込10%）で行うものとし、この契約単価については落札者の入札金額（入札積算内訳書に記載された単価）とする。
- (8) 契約書は、同一の落札者と契約する施設については、原則として一括して作成することとする。ただし、施設ごとに作成することを妨げるものではない。
- (9) 契約書の様式については、別紙「契約書（案）」に比して本市に不利な内容にならないことを条件として、落札者所定の様式等別紙「契約書（案）」と異なるものを用いることができるものとする。この場合、詳細な契約条項は本市と落札者との協議のうえ、決定することとする。
- (10) (9)において本市と落札者との協議が整わなかった場合は、最低価格入札者の次順位者から順に協議し、合意した場合には当該入札者と随意契約できることとする。
- (11) (10)において本市と落札者との協議が整わず契約に至らなかった場合であっても、明石市入札参加者指名停止基準による指名停止措置は行わない。
- (12) 入札及び契約方法について不明な点がある場合は、公共施設担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出すること（詳細は、「5 仕様書等に対する質問及び回答」を参照すること）。

4 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間
2021年7月1日（木）からダウンロード可能
- (2) 方法
上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。
通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、公共施設担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5086）のうえ、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に電子メールにより公共施設担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。
2021年7月1日（木）から2021年7月7日（水）まで
電子メールアドレス：zaiken@city.akashi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答
2021年7月14日（水） 市のホームページにおいて公表します。

6 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。
 - ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
 - イ 入札書（指定様式）
 - ウ 入札書積算内訳書（指定様式）
 - エ 電気事業法第2条の2第1項に規定する小売電気事業者の登録を受けていることがわかる書類の写し。
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等の郵便局が配達し明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ア 2021年7月14日（水）に、市のホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - イ 公共施設担当への郵便物の必着期限は、2021年7月20日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。
また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

7 開札日時及び場所

- (1) 日時 2021年7月21日（水）午前10時（予定）※状況により前後します。
- (2) 場所 明石市役所西庁舎1階 121会議室（予定）※状況により変更します。

8 入札保証金 免除

9 契約保証金

入札金額（予定総額）の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合免除する場合等がある。

明石市契約規則第25条第1項第11号に該当するものとして、「過去2年間の間に国又は地方公共団体と数回以上にわたって電力調達の契約を締結し、履行した実績を有する場合」は免除とする。

10 消費税の取扱い

入札者は、電気料金の予定総額に消費税および地方消費税（10%）を加算した金額を入札書に記載すること。（税込みで記載）

11 予定価格（税込み）

402,829,000円（95施設の総額）

12 変動型最低制限価格の設定 無

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

契約金額が200万円（税込）を超える場合には「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

1.4 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等については、公共施設担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

1.5 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

1.6 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 予定価格を超える金額でした入札。

1.7 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、2021年7月26日(月)から市のホームページにて掲載する予定です。

1.8 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める「不当要求行為」等を行った場合においては、明石市指名停止基準により措置されます。
- (2) この電力調達の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページの応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 取引用計量器は、一般送配電事業者の所有とする。
- (7) 本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本契約における予算が減額又は削減された場合は契約を解除することがあります。
- (8) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。